

住宅用家屋証明申請書

令和 年 月 日

鶴居村長 へ

申請(代理)者 住所

氏名 印

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - ・ 特定認定長期優良住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - ・ 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - ・ 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

申請者 (新築又は取得した者)	住所			
	氏名			
所在地	鶴居村			
家屋番号				
建築年月日	耐火(以前25年) 耐火以外(以前20年)	年	月	日
取得年月日 (自己新築住宅の場合は記入不要)				年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買	(2) 競落		
種類	(1) 居宅	(2) 居宅・店舗等の併用 (居宅部分	㎡)	
構造				
床面積 (50㎡以上)	1階 ㎡	1階 以外	㎡	計 ㎡
居住の状況	(1) 入居済	(2) 入居予定		
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火	(2) 低層集合住宅		
(主な必要書類)				
(イ) (a) (c) (e)の場合: 建築確認済証の写し、登記事項証明書(又は登記事項要約書)、住民票				
(イ) (b) (d) (f)の場合: (イ) (a) (c) (e)に加えて売買契約書(又は売渡証書、代金納付期限通知書、登記原因証明情報等)の写し、家屋未使用証明書				
(注) 特定認定長期優良住宅の場合は、別に認定申請書の副本及び認定通知書の写しが必要です。(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について変更の認定を受けた場合は、変更認定申請書の副本及び変更認定通知書の写しが必要です。)				
認定低炭素住宅の場合は、別に認定申請書の副本及び認定通知書の写しが必要です。(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する認定低炭素建築物新築等計画について変更の認定を受けた場合は、変更認定申請書の副本及び変更認定通知書の写しが必要です。)				
(ロ)の場合: 登記事項証明書(又は登記事項要約書)、売買契約書(又は売渡証書、代金納付期限通知書、登記原因証明情報等)の写し、住民票				
※ 上記いずれの場合にも、入居予定の場合には申立書(原本)及び現住家屋の処分方法等を証する書類を添付してください。				
※ 必要に応じて、これら以外の書類(耐震基準適合証明書等)を添付してください。				

(注) 本申請書は2部(申請用及び証明用(コピー可))提出してください。

証第 号

住宅用家屋証明書

上記申請のとおり規定に該当するものである旨を証明します。

令和 年 月 日

阿寒郡鶴居村長 大石 正行